

新日本スポーツ連盟千葉県連盟 規約

第1条（名称と所在地）

本連盟は新日本スポーツ連盟千葉県連盟（以下「本連盟」）と称し、事務局を千葉市稲毛区に置く。

第2条（目的）

- 1 本連盟は、国民の基本的権利としてのスポーツの発展、スポーツの歴史的遺産の継承と発展、自治体へのスポーツ諸条件の改善、平和で民主的な発展及びスポーツを通じて、健康でより豊かな社会生活の実現に貢献する。
- 2 本連盟は、新日本スポーツ連盟（通称、全国連盟）の目的を千葉県において具体化するものとする。

第3条（活動）

本連盟は前条の目的達成のため、次の諸活動を行う。

- ① 各種競技会、スポーツ行事などを開催する。
- ② 種目別協議会の発展を図る。
- ③ 地域連盟の発展を図る。
- ④ スポーツ諸団体等との協力・共同を進める。
- ⑤ 上部団体への加入及びその活動への参加。
- ⑥ その他、本連盟の目的達成に必要な活動。

第4条（組織）

本連盟は以下の団体又は個人によって構成される。

- ① 種目別協議会及び地域連盟
- ② クラブ及び個人
- ③ 協賛団体

第5条（加入及び退会）

- 1 本連盟へ加入し又は退会する種目別協議会及び地域連盟は理事会の議決を経て総会が承認する。
- 2 本連盟へ加入し又は退会するクラブ及び個人は理事会が承認する。
- 3 本連盟の趣旨に賛同する協賛団体の加入及び退会は理事会の議決を経て総会が承認する。

第6条（役員）

本連盟に以下の役員を置く。

理事長	1名	副理事長	若干名
-----	----	------	-----

事務局長	1名	事務局次長	若干名
各部長	若干名	理事	若干名
監事	2名		

第7条（役員を選任）

- 1 本連盟役員を選任は以下の通りとする。
 - ① 各加入組織からの選出理事
 - ② 理事長の推薦する理事
 - ③ 総会で選出される監事
- 2 理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び各部長は理事の互選とする。
- 3 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第8条（役員の職務）

- 1 理事長は本連盟を代表するとともに会務を統括する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長故あるときは理事長の職務を代行する。
- 3 事務局長は日常の会務を執行する。
- 5 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長故ある時は事務局長を代行する。
- 5 理事は理事会の構成員として会務について審議し議決する。
- 6 監事は会計を含む会務全般について監査し、その結果を総会に報告する。

第9条（総会）

- 1 総会は本連盟の最高議決機関であり、理事、監事及び別に定める規定により選出される代議員によって構成される。
- 2 総会は年1回理事長がこれを招集する。尚、代議員の3分の1以上の請求があったときは理事長は臨時に総会を招集しなければならない。
- 3 理事会が必要とみとめたときは理事長は臨時に総会を招集しなければならない。
- 4 総会は代議員の過半数をもって成立することとする。

第10条（総会の議決事項等）

総会は以下の事項について審議し決定する。

- ① 活動結果の承認と次年度活動方針の承認
- ② 決算の承認と次年度予算の承認
- ③ 理事の選任及び監事の選任
- ④ 種目別及び地域別組織の加入及び退会の承認
- ⑤ 規約・補則の改正
- ⑥ その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

第11条（理事会）

- 1 理事会は理事長が招集し、会務全般について審議・執行する。尚、理事の3分の1以上の請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 2 理事長は必要と認めるときは、臨時に理事会を召集することができる。

第12条（常任理事会）

- 1 常任理事会は理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び各部長をもって構成する。
- 2 常任理事会は理事長が随時招集し、日常の会務について審議し議決する。
- 3 日常の会務は理事長、事務局長、事務局次長の他、各部長が分担して執行する。

第13条（会議の要件）

本連盟による会議は特別の定めがある場合を除き、構成員の過半数をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。但し、規約の改正については出席代議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第14条（財政）

本連盟の財政は下記の通りとする。

- ① 加盟費及び登録費
- ② 分担金、協賛金及び寄付金等
- ③ その他

第15条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年1月1日から始まり同年12月31日までとする。

第16条（特別職の選任）

本連盟に参加及び顧問を置くことができる。選任は理事会が推薦し総会で承認する。

付記

1. 1973年12月19日 制定
2. 1982年 3月14日 一部改正
3. 1996年 5月18日 一部改正
4. 2003年 5月24日 一部改正
5. 2004年 4月24日 一部改正
6. 2006年 3月18日 全面改正
7. 2015年 3月14日 一部改正